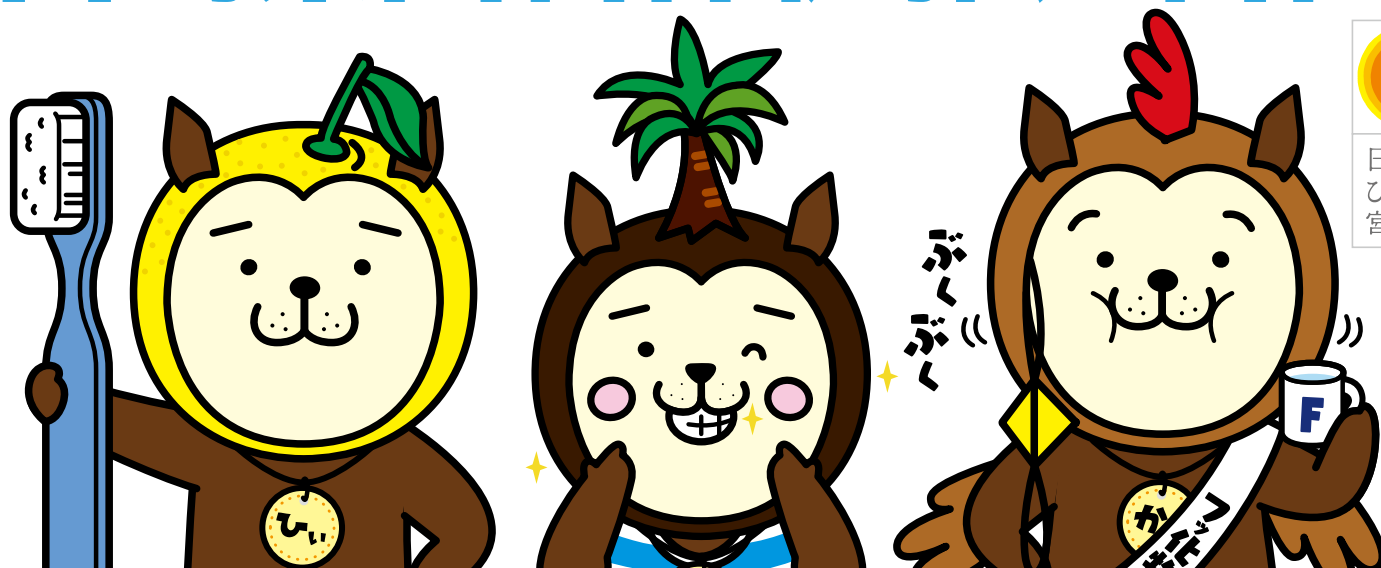


宮崎県歯科保健推進計画



計画改定にあたって

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を改定します。

計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(第13条)及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」(第8条)に基づき策定しています。

計画の期間

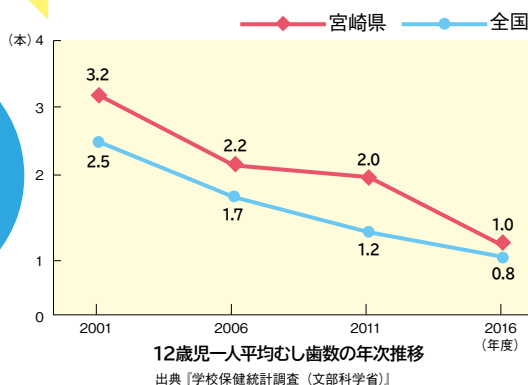
平成30(2018)年度から2023年度までの6年間

計画の基本的な方針

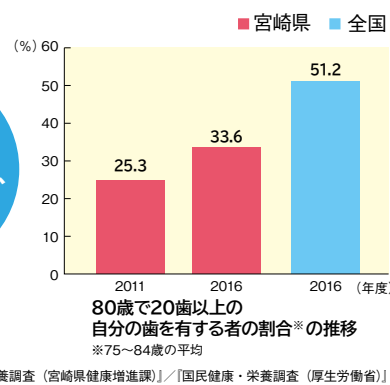
国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における健康格差の縮小等の目標に則し、ライフステージに応じた歯科保健対策、支援が必要な方への歯科保健医療などを推進します。

前計画の目標と評価

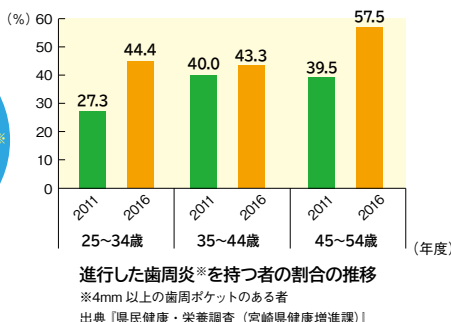
宮崎県は、
全国と比較して
むし歯が多い!



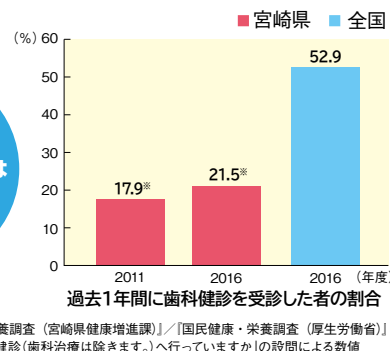
80歳で20歯以上の
自分の歯を
持っている県民は、
3人に1人!
(平成28年度)



県民の
約4~5割が、
進行した歯周炎*
を持っている!
(平成28年度)

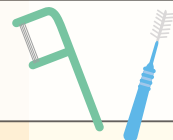


定期的に
歯科健診を
受診している県民は
2割程度!
(平成28年度)



県民の皆さんが取り組むこと

乳幼児期	学 齡 期	成 人 期	高 齢 期	支援が必要な方 (障がい児者・要介護者)
かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けるよう心がけましょう。				
丁寧な歯磨きや、フッ化物(フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤)を利用し、むし歯を予防しましょう。				
保護者による仕上げ歯磨きを行い、おやつ時間を決め、甘味の適正摂取を心がけましょう。	歯間ブラシ、デンタルフロス等を用いた丁寧な歯磨きや、義歯の手入れを行いましょう。		口腔ケアに努めましょう。	
喫煙の健康影響や、歯周病と全身疾患との関係性について理解を深めましょう。				



非常用持出袋に、歯ブラシを用意しましょう!

避難所生活での口腔衛生不良等による誤嚥性肺炎を予防するため、非常用持出袋に、口腔ケア用品を準備しておきましょう。

●口腔ケア用品(例)

家族分の歯ブラシ、歯間ブラシ、デンタルフロス、液体歯磨剤、マウスウォッシュ、口腔用ウェットティッシュ、入れ歯洗浄剤、入れ歯の保管ケース



計画の推進体制

県に設置された宮崎県口腔保健支援センターを中心に、行政や歯科医師会等の関係機関、学校、職域その他の関係者と連携し、円滑な歯科保健施策の推進を図ります。

また、障がい児者や要介護者など支援が必要な方への歯科保健医療の推進、医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備、災害時の歯科保健医療体制の整備などを総合的に推進していきます。

6月4日～10日は、
歯と口の健康週間です。
11月8日は、
いい歯の日です。

県民の皆さんへの情報提供

県民の皆さんへ歯と口の健康づくりに関する情報を提供し、歯と口の健康づくりの意識の向上と正しい知識の普及啓発を図ります。

▼ 計画の詳細はこちら

宮崎県歯科保健推進計画



宮崎県口腔保健支援センター
Facebook

